

産業廃棄物処理の委託契約における注意点

排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、委託基準を守り、書面で委託契約書を交わさなければなりません。委託契約は収集運搬と処分のそれぞれの業者と契約を結ぶ必要があります。（ただし、収集運搬と処分を同じ業者に委託する場合は合わせて契約することは可能です。）

～契約書作成時に注意すること～

◎契約に含まれるべき事項

廃棄物処理法では委託契約に必ず含まなければならない項目が定められています。また、運搬と処分でそれぞれ項目が異なります。（施行令第6条の2第4号・第6条の6/施行規則第8条の4の2・第8条の16の3）

運搬・処分 共通事項	1	産業廃棄物の種類	
	2	産業廃棄物の数量	
	3	委託契約の有効期間	
	4	委託者が受託者に支払う料金	
	5	受託者（許可業者）の事業の範囲	
	6	必要な情報	産業廃棄物の性状（例：固形・液体）
	7		産業廃棄物の荷姿（例：バラ・コンテナ）
	8		産業廃棄物の性状の変化に関する事項（通常保管下での腐敗、揮発等）
	9		他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
	10		日本工業規格（JISC0950）による有害物質含有マークの表示がある場合はその旨
	11		産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合はその旨
	12	その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	
	13	必要な情報（6～12）に変更があった場合の伝達方法に関する事項	
	14	受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項	
	15	契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	
運搬	16	運搬の最終目的地の所在地	
	17	積替又は保管を行う場所の所在地	
	18	積替又は保管できる産業廃棄物の種類	
	19	積替のための保管上限	
	20	積替又は保管を行う場所において、安定型産業廃棄物であるときは他の廃棄物と混合することの拒否等に関する事項（安定型産業廃棄物：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類など）	
処分	21	処分又は再生の場所の所在地	
	22	処分又は再生の方法	
	23	処分又は再生の処理能力	
	24	最終処分の場所の所在地	
	25	最終処分の方法	
	26	最終処分の処理能力	

◎必要な情報の伝達

適正な処理のために、排出事業者から処理業者へ必要な情報の伝達を行わなければなりません。具体的には、上記項目6～12の情報を契約書に明記することをお勧めします。

また、外観から含有物質が判りにくいもの（汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリなど）や特別管理産業廃棄物は、廃棄物データシート（WDS）を作成することが望ましいです。

《環境省：廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン（第2版）参照》

◎契約締結における確認項目

排出事業者には契約書を契約終了日から5年間保存する義務があります。

- ・ 契約日に関する記載があるか
（委託契約締結日や、有効期間の開始年月日と終了年月日の記載漏れはないか）
- ・ 処理業者の最新の許可書の写しを排出事業者が保管しているか
- ・ 委託する産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法で定める種類で記載があるか（裏面参照）

～委託先選定の留意点～

- ・ 委託する産業廃棄物の種類の許可を持っているか
 (収集運搬に関しては廃棄物が発生する都道府県等と持込先の都道府県等の両方で許可が必要です。)
- ・ 処分に関しては、中間処理後の廃棄物の行先が明確にされているか
 ⇒委託した産業廃棄物の種類ごとに最終処分先の処理方法を適正か
 (例) 廃プラスチック：安定型埋立 木くず：管理型埋立
- ・ 産業廃棄物処理基準(収集運搬基準・積替え保管基準・中間処理基準)を遵守しているか

～産業廃棄物の種類～

		種類	主な具体例	
すべての業種において産業廃棄物となるもの		燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ	
		汚泥	排水処理汚泥、下水汚泥、製造工程から出る汚泥物、メッキ汚泥、研磨かす	
		廃油	潤滑油、絶縁油、切削油、鉱物性油、動植物性油などの油類、タールピッチ	
		廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃ホルマリンなどのすべての酸性廃液	
		廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液	
		廃プラスチック類	ボールペンの軸、弁当等のトレー容器、ポリ袋、発泡スチロール、合成樹脂、合成繊維、合成ゴム(廃タイヤ含む。)などすべてのプラスチック製品	
		ゴムくず	天然ゴムくすなど	
		金属くす	飲料用缶等の空き缶、事務用、スチールラック、電化製品等の金属製品、鉄くす、非鉄金属くす、切削くす、溶接かす	
		ガラスくす、コンクリートくす(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くす	ガラスくす、コンクリートくす(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、耐火レンガくす(工作物でないもの)、陶磁器くす(器、石綿を含む石膏ボード等)、空き瓶	
		鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等の溶解炉かす、キューボラのノロ、不良石炭、粉炭かす	
		がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、瓦くす、その他これに類する不要物	
		ダスト類	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、又は産業廃棄物の焼却施設等で発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	
		木くす	貨物の流通のために使用した木製パレット	
		引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70℃未満の廃油)	
		腐食性廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	
		腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	
		感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
	特定有害産業廃棄物	特定有害PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	
		特定有害PCB汚染物	紙くすのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くす又は繊維くすのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類又は金属くすのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くす又はがれき類のうちPCBが付着したもの	
		特定有害PCB処理物	廃PCB等及びPCB汚染物を処分するために処理したもの(省令で定める基準に適合しないものに限る。)	
		特定有害廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など	
特定有害指定下水汚泥、特定有害鉱さい 特定有害ダスト類、特定有害燃え殻 特定有害廃油、特定有害汚泥 特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ		政令別表で定める施設(大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法等の施設)などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、6価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類などの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。		
特定の業種のみにおいて産業廃棄物となるもの		種類	業種	主な具体例
	紙くす		パルプ製造業、紙加工品製造業、印刷出版業、製本業、印刷物加工業等	すべての紙くす
		建設業		工作物の新築、改築又は除去に伴って出る紙くす
	木くす		木材製造業、木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業	木材片、おがくすなどすべての木くす
		建設業		工作物の新築、改築又は除去に伴って出る木くす
	繊維くす		繊維工業(繊維製品製造業を除く。)	木綿くす、羊毛くす等の天然繊維くす
		建設業		工作物の新築、改築又は除去に伴って出る繊維くす
	動植物性残さ		食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業	原料として使用した動物や植物にかかる固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど)
	動物系固形不要物		と畜場、食鳥処理場	と殺・解体した獣畜、食鳥処理をした食鳥に係る固形状不要物
	家畜のふん尿		畜産農業	牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊等のふん尿
家畜の死体			牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊等の死体	
その他	13号廃棄物		上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固形化物など)	